

大阪教育福祉専門学校学則

第一章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 本校は浄土真宗の精神に従って、健全な人生観と世界観を培い、乳幼児の保育並びに社会福祉事業に関する専門知識と技能を修得させ、教育福祉専門課程をおき、責任感強く、献身的にして資質のすぐれた幼稚園教員、保育士並びに社会福祉主事を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

- 第 1 条の 2 本校は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2、前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(名 称)

- 第 2 条 本校は、大阪教育福祉専門学校という。

(位 置)

- 第 3 条 本校は、大阪市生野区林寺 2 丁目 2 1 番 1 3 号に設置する。

(組 織)

- 第 4 条 本校には、次の課程及び学科を置く。

教育福祉専門課程

教育保育科第一部

教育保育科第二部

第一部は、昼間に授業を行うものとし、第二部は、夜間に授業を行うものとする。

(修業年限)

- 第 5 条 修業年限は、教育保育科第一部にあつては 2 年、教育保育科第二部にあつては 3 年とする。

(在学期間)

- 第 6 条 在学期間は、教育保育科第一部にあつては通算して 4 年、教育保育科第二部にあつては通算して 6 年をこえることができない。

(学 年)

- 第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(学 期)

- 第 8 条 学期は、次の 2 期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 9 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める日
 - (2) 創立記念日 5 月 2 日
 - (3) 春期休業 3 月 20 日から 4 月 10 日
 - (4) 夏期休業 7 月 25 日から 8 月 31 日まで
 - (5) 冬期休業 12 月 20 日から翌年 1 月 10 日まで
- 2、臨時休業日は、その都度学校長が定める。
- 3、休業期間中に必要に応じ講義・実習等を実施することがある。

第二章 教育課程等

(履修方法)

第 10 条 幼稚園教諭二種免許状または保育士資格、またはジュニアスポーツ指導員、社会福祉主事任用資格、児童厚生二級指導員資格を取得するためには、次に定める単位を修得しなければならない。

- (1) 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとするものは、教育職員免許法および同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
 - (2) 保育士資格を取得しようとするものは、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項、第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目および履修方法による単位を修得しなければならない。
 - (3) ジュニアスポーツ指導員の資格を取得しようとする者は、日本スポーツ協会の指定する科目、時間を習得しなければならない。
 - (4) 社会福祉主事任用資格を取得しようとするものは、社会福祉主事養成機関等指定規則第 5 条第 3 号教育の内容（別表 1）に定めるもの以上の時間（単位）を修得しなければならない。
 - (5) 児童厚生二級指導員資格を取得しようとするものは、児童健全育成推進財団認定児童厚生員養成課程（別表 1）に定める指定科目及び単位を修得しなければならない。
- 2、幼稚園教諭二種免許状または保育士資格、または社会福祉主事任用資格、児童厚生二級指導員資格の各課程の受講定員は以下の通りとする。

教育保育科第一部	学年定員	総定員
幼稚園教諭二種免許状	75 名	150 名
保育士資格	75 名	150 名
社会福祉主事任用資格	30 名	60 名
児童厚生二級指導員資格	20 名	40 名
教育保育科第二部	学年定員	総定員
幼稚園教諭二種免許状	40 名	120 名
保育士資格	40 名	120 名

(教育課程)

第 11 条 教育課程は、別表のとおりとする。

(単 位)

第 12 条 第 10 条に規定する単位は次により計算する。

- (1) 講義および演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

第三章 学習の評価

(学習の評価)

- 第 13 条 学習の評価は、試験の成績、平素の学習状況、出席状況等を総合して、秀・優・良・可および不可とする。
- 2、可以上の評価を与えられたものに対しては、単位を授与する。
 - 3、各履修科目の出席時間数が、規則に定める時間数の 3 分の 2（ただし教育実習、保育実習、社会福祉現場実習、その他の実習は 5 分の 4）に満たない者については、当該科目の単位は認めない
 - 4、成績の評価基準については、別に定める。

第四章 学生定員及び職員組織

(学生定員)

第 14 条 学生定員は、次のとおりとする。

	入学定員	総定員
教育保育科第一部	75 名	150 名
教育保育科第二部	40 名	120 名

(職員組織)

- 第 15 条 本校には、学校長 1 名、教員 8 名以上、事務職員 3 名以上を置く。
- 2、教育に関する重要事項は、教員の会議に諮り学校長がこれを決定する。

第五章 入学、退学、転入学、休学及び卒業

(入学の時期)

第 16 条 入学の時期は、毎年 4 月とする。

(入学資格)

第 17 条 入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) 本校において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18 歳に達した者

(入学志願者の手続き)

第 18 条 本校に入学を志願する者は、所定の書類に必要な事項を記入し調査書、写真および入学検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

(入学の許可)

第 19 条 入学志願について、学力、人物および身体について選考の上入学を許可する。

第 20 条 入学を許可された者は、所定の期日までに、所定の入学手続きをしなければならない。

(退 学)

第 21 条 疾病その他止むを得ない事由により退学しようとする時は所定の書類にその事由を具し、学校長に提出の上、その許可をうけなければならない。

2、退学者の再入学については詮議の上、これを許可する場合がある。

(転入学)

第 22 条 他校への転入学希望者は、必ず学校長の許可をうけなければならない。

2、他の幼稚園教員養成機関および指定保育士養成施設その他の学校よりの転入学希望者は、本校の単位履修方法と同等以上と認められた場合に限って選考の上許可することがある。

(休学・復学)

第 23 条 病気その他の理由により、修学不可能な者は、診断書その他の理由を具して休学を学校長に願い出なければならない。

2、休学の期間は、通算して 1 年をこえることができない。

3、前項に規定する休学期間は、第 6 条に規定する在学期間に加えない。

4、休学の理由がなくなり、復学しようとするときは、学校長に願い出て、許可を得なければならない。

(卒業・称号・免許・資格)

第 24 条 学校長は、本校において、第 5 条に定める期間以上在学し、第 11 条の教育課程に定める単位を修得した者に対しては卒業証書（別紙様式）を授与する。

2、教育保育科第一部、同第二部を卒業した者でかつ所定の単位数（1,700 時間以上）を習得した者には、専門士の称号（別紙様式）を授与する。

3、1 項により、卒業認定された者は、各々履修した単位により、教育保育科第一部にあ

っては幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、及びジュニアスポーツ指導員資格、社会福祉主事任用資格、児童厚生二級指導員資格、同第二部にあっては幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得することができる。

第六章 授業料・入学検定料・入学金等

(授業料等の金額)

第 25 条 授業料、入学金等の額は、別表のとおりとする。

(授業料等の納入)

第 26 条 前条に規定する授業料等は、各々定められた期日までに納入しなければならない。

2、入学金を納めない者は、入学許可を取り消す。

3、退学、転学者については、当該月に属する期の授業料は徴収する。

4、一期間を通じて休学した場合には、その期の授業料は徴収しない。

第 27 条 既納の入学金は、その事由の如何を問わず返還しない。

2、入学金以外の納入金は、学期の始期以前に限り返還を請求することができる。

(特待生・学費支援生)

第 28 条 特待生・学費支援生に選考された者には、別の定めにより授業料等の減免をすることができる。

第七章 除 籍

(除 籍)

第 29 条 次の各号の一に該当する者はこれを除籍する。

(1) 授業料を滞納し、督促をうけて、なお納入しない者

(2) 第 6 条の在学期間をこえた者

(3) 第 23 条の休学期間をこえた者

第八章 賞 罰

(表 彰)

第 30 条 本校学生において他の模範とするに足ると認めたときは、学校長が表彰し、授業料の全額または一部を免除することがある。

(懲 戒)

第 31 条 次の各号の一に該当する者に懲戒処分を行う。

(1) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席常でない者

(4) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

2、懲戒は、退学、停学および訓戒とする。

	附	則
本学則は、	昭和 51 年 4 月 1 日	から実施する。
	昭和 53 年 4 月 1 日	改正
	昭和 57 年 4 月 1 日	改正
	昭和 59 年 4 月 1 日	改正
	昭和 62 年 4 月 1 日	改正
	昭和 63 年 4 月 1 日	改正
	平成 2 年 4 月 1 日	改正
	平成 4 年 4 月 1 日	改正
	平成 5 年 4 月 1 日	改正
	平成 6 年 4 月 1 日	改正
	平成 7 年 2 月 1 日	改正
	平成 7 年 4 月 1 日	改正
	平成 8 年 4 月 1 日	改正
	平成 9 年 4 月 1 日	改正
	平成 9 年 11 月 17 日	改正
	平成 11 年 4 月 1 日	改正
	平成 12 年 4 月 1 日	改正
	平成 13 年 1 月 16 日	改正
	平成 13 年 4 月 1 日	改正
	平成 14 年 4 月 1 日	改正

ただし、平成 14 年 3 月 31 日以前に、幼児教育科第一部同第二部に入学した者については、なお従前の例による。

平成 16 年 4 月 1 日	改正
平成 18 年 4 月 1 日	改正
平成 19 年 4 月 1 日	改正
平成 21 年 4 月 1 日	改正

ただし、平成 21 年 3 月 31 日以前に入学した者については、従前の例による。

平成 22 年 3 月 31 日	改正
平成 22 年 4 月 1 日	改正

ただし、平成 23 年 3 月 31 日以前に幼児教育科第一部同第二部に入学した者については、なお従前の例による

平成 27 年 4 月 1 日	改正
平成 28 年 4 月 1 日	改正

ただし、平成 28 年 3 月 31 日以前に入学した者については、従前の例による。

平成 31 年 4 月 1 日	改正
-----------------	----

ただし、平成 31 年 3 月 31 日以前に入学した者については、従前の例による。

令和 2 年 4 月 1 日 改正

ただし、令和 2 年 3 月 31 日以前に入学した者については、従前の例による。

令和 3 年 4 月 1 日 改正

ただし、令和 3 年 3 月 31 日以前に入学した者については、従前の例による。